

平成 26 年 4 月 25 日  
大王製紙株式会社

## 公正取引委員会からの事前通知書の内容について

昨日、当社連結子会社の大王パッケージ株式会社が受領いたしました、公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令に係る事前通知書の内容につき、下記のとおりお知らせいたします。

株主の皆様やお客様をはじめ関係者の皆様には多大なご心配をおかけすることになり、深くお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 事前通知書の内容の概要

事前通知書によりますと、公正取引委員会は、大王製紙パッケージ株式会社及び中部大王製紙パッケージ株式会社が、平成 23 年 10 月、他の事業者との会合の場において、他の事業者と共同して、段ボールシート及び段ボールケースの販売価格を引き上げる旨の合意をしたと認定し、この行為が独占禁止法第 3 条に違反するものであるとして、大王パッケージ株式会社に対し、排除措置、及び総額 2 億 1 2 5 3 万円の課徴金（段ボールケースに係る課徴金 1 億 5 7 3 7 万円、段ボールシートに係る課徴金 5 5 1 6 万円）の納付を命じることを予定しているとのことです。

#### 2. 今後の見通し

当社グループとしましては、事前通知書の内容を引き続き精査・確認するとともに、公正取引委員会より証拠等に関する説明を受け、今後の対応を慎重に検討してまいります。なお、当社グループでは、既に独占禁止法違反を疑われかねない会合には一切出席しないこととしておりますし、その他法令に違反するおそれがある行為は厳に慎むようにしております。

上記のとおり、今後の対応は引き続き検討してまいります。平成 26 年 5 月 12 日に公表予定の当社の平成 26 年 3 月期連結決算におきましては、後発事象として、事前通知を受けた課徴金の全額について連結業績に織り込む予定です。なお、これによる、当社の平成 26 年 3 月期の連結業績予想の修正に繋がるような影響はありません。

以 上